

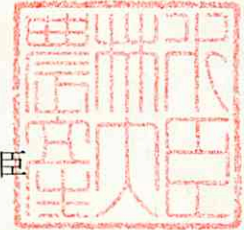
開示請求書受付番号 22056

22消安第6067号
平成22年10月18日

行政文書開示決定通知書

野中 公彦 様

農林水産大臣



平成22年9月14日付け（9月16日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第10回から第15回までの議事録（宮崎県における口蹄疫発生に関する審議）
- 2 不開示とした部分とその理由
別紙のとおり

*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の方法（写しの送付）により、開示の実施を受けられます。

なお、下表に記載した方法のうち開示請求者において希望された開示の実施の方法と異なる方法によることもできます。

(別紙)

- 1 下記の情報のうち、個人情報、企業や団体に関する情報、国が行う原因究明等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、これらを公にすることにより、今後同様の委員会を行う際に支障が生じるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1, 第2及び第6号に該当するので、不開示とした。

(第10回牛豚等疾病小委員会議事録)

- ・ 2～31ページの議論内容(発言委員名は除く)

(第11回牛豚等疾病小委員会議事録)

- ・ 2～30ページの議論内容(発言委員名は除く)

(第12回牛豚等疾病小委員会議事録)

- ・ 1～9ページの議論内容(発言委員名は除く)

(第13回牛豚等疾病小委員会議事録)

- ・ 3～48ページの議論内容(発言委員名は除く)

(第14回牛豚等疾病小委員会議事録)

- ・ 3～48ページの議論内容(発言委員名は除く)

(第15回牛豚等疾病小委員会議事録)

- ・ 2～31ページの議論内容(発言委員名は除く)